

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 保田鉄工所	和歌山県紀の川市	R6. 6. 13	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者につり上げ荷重が40.4トンの床上操作式クレーンの運転を行わせたもの	R6. 6. 13送検
サンミック (株)	和歌山県伊都郡かつらぎ町	R6. 7. 19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.6メートルの場所で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 7. 19送検
木下建設 (株)	和歌山県新宮市	R6. 11. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所、墜落防止措置を講じることなく作業員に解体作業を行わせたもの	R6. 11. 6送検
(有)和歌山住宅サービス	和歌山県和歌山市	R6. 12. 25	労働基準法第24条	労働者1名に対し、1か月分の定期賃金合計約2万円を支払わなかったもの	R6. 12. 25送検
個人事業主	和歌山県田辺市	R7. 3. 19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の164	伐倒木の接触等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入らせないようにするための必要な措置を講じなかったもの	R7. 3. 19送検